

## 令和6年 年末の交通安全県民運動 実施要綱

### 1 期間

令和6年12月1日（日）～12月10日（火）

（12月1日（日）は「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす推進運動の日」）

### 2 目的

本運動は、県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルール<sup>の</sup>の遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

### 3 運動の進め方

- （1）県民一人ひとりが交通安全を自らの問題として捉え、家庭、職場、学校、地域で一丸となって交通安全意識を高め、交通事故防止に努めましょう。
- （2）推進機関・団体は、本運動の重点が、県民一人ひとりに定着するように、相互に連携を図りながら、創意・工夫をして、その効果が運動終了後も持続されるよう効果的な推進に努めましょう。

### 4 運動の重点

#### （1）こどもと高齢者の交通事故防止

9月末現在で、交通事故死者数全体の約5割を占めている高齢者と、次代を担うこどものかけがえのない命を、社会全体で交通事故から守りましょう。

特に、視認性が低下し、重大事故の発生が懸念される夕暮れ時と夜間の交通事故を防止しましょう。

推進事項については下記のとおりです。

#### ア 運転者

（ア）こども、高齢者の保護を意識した運転を心掛け、常に危険を予測した運転で交通事故防止に努めましょう。

また、運転前には十分な休息をとり、体調を整えましょう。

（イ）高齢者は、加齢に伴う身体機能の変化等（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあることを理解し、天候や体調など、その時々に応じた運転を心掛けましょう。

また、70歳以上の運転者は高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示に努めるとともに、その他の運転者は高齢者マークを表示している自動車に対する思いやり運転に努めましょう。

（ウ）身体機能の変化等により、運転に不安を覚えることがあれば、運転免許証の自主返納（※1）についても検討しましょう。

（エ）交通事故防止、交通事故発生時の被害軽減のため、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の搭載されたセーフティ・サポートカー（以下「サポカー」という。）（※2）等への乗り換えについて積極的に検討しましょう。

- (オ) こどもが日常的に集団で移動する経路等（以下「通学路等」という。）においては、速度を落とし、特に交差点では、しっかりと安全確認をしましょう。
- (カ) 「道路への急な飛び出し」など、こどもの行動の特性を理解した運転を心掛けましょう。
- (キ) 夕暮れ時は、歩行者や道路上の危険をいち早く発見できるよう、早めのライト点灯（※3）を心掛けましょう。  
また、対向車とすれ違う場合や、他の車の直後を走行する場合を除き、ハイビームを使用しましょう。

## イ 歩行者

- (ア) 「信号を守る」、「横断歩道を渡る」、「走行車両の直前直後を横断しない」など、歩行者も交通ルールを守りましょう。
- (イ) 「歩きスマホ」は周囲への注意が散漫となり、交通事故につながる大変危険な行為ですので、絶対にやめましょう。
- (ウ) 早朝、薄暮、夜間など、暗い時間に外出するときは、反射材用品や明るい目立つ服装の着用、LEDライトを使用しましょう。
- (エ) 高齢者は自身の歩く速さをしっかりと認識し、道路横断時は横断歩道を利用するなど、交通事故防止に努めましょう。

## ウ 家庭等

- (ア) 身近で起きた交通事故について話し合うなど、交通行動を見つめ直す機会とし、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけましょう。
- (イ) 年齢とともに身体機能は変化をします。  
交通事故を起こす前に、運転免許証の自主返納や返納後の移動手段等について家族等と話し合いましょう。
- (ウ) サポカー等への乗り換えについて家族等と話し合いましょう。
- (エ) こどもの通学路等や行動範囲をこども目線で一緒に確認し、危険な場所の把握に努めるとともに、安全な通行方法について指導しましょう。
- (オ) 保護者等はこどもを自転車に乗車させる際は、正しくヘルメットをかぶらせましょう。
- (カ) こどもに対し、交通ルールを教えるときは、具体的な危険性を交えて指導しましょう。

## エ 職場・学校等

- (ア) 通学路等を通行する場合や、運転中にこども・高齢者・障がい者等を見かけたら速度を控え、保護意識を持った運転をするよう指導しましょう。
- (イ) 「ヒヤリハット体験」を共有し、交通安全意識の高揚を図りましょう。
- (ウ) 安全な交通行動を実践するために、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。

## ※1

### 運転免許証自主返納サポートみえ

三重県のホームページで、運転免許返納者に対する特典付きサービス等を紹介しています。(例：バス運賃の割引、商品購入時の料金割引等)

運転免許返納をお考えの場合は、参考としてください。

また、参加事業所も随時募集中です！

運転免許証自主返納サポートみえ

検索



三重県ホームページ

「運転免許証自主返納サポートみえ」

のページにリンクします。

## ※2

### サポカー・サポカーSとは

セーフティ・サポートカー（サポカー）とは、被害軽減（自動ブレーキ）を搭載した全ての運転者に推奨する自動車です。

セーフティ・サポートカーS（サポカーS）とは、被害軽減（自動ブレーキ）に加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車です。

## ※3

### 「夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動」実施中

○ 実施期間 令和6年10月1日～12月31日まで

○ 推進事項

- ・ 車両（自動車・オートバイ・自転車）運転者  
夕暮れ時又は天候に応じた早めのライト点灯
- ・ 歩行者・自転車運転者  
反射材用品の着用推進

☆ 12月中のライト点灯の目安時間は「16時10分」です。

（津標準暦をもとに、日没時間の概ね30分前に設定しています。

あくまで目安ですので、天候等に応じた点灯を心掛けましょう。）

## (2) 横断歩道における歩行者優先の徹底と安全な横断方法の実践

横断歩道での歩行者優先は、「マナー」ではなく、法律に定められた「ルール」

(※4) です。

運転者は、横断歩道における歩行者優先を徹底しましょう。

歩行者も、「近くに横断歩道があれば横断歩道を渡る」などの基本的な交通ルールを守り、安全な横断方法を実践して交通事故を防止しましょう。

推進事項は下記のとおりです。

### ア 運転者

(ア) 「横断歩道あり」の道路標識や道路標示を見落とさないようにしましょう。

(イ) 横断歩道付近に歩行者がいる場合には、すぐに止まれるように、まず減速しましょう。

そして、歩行者が横断歩道を横断するときは、手前で必ず停止し、歩行者を安全に横断させましょう。

## イ 歩行者

- (ア) 近くに横断歩道があるときは必ず横断歩道を渡りましょう。
- (イ) 横断する前には、一度止まって左右の安全確認をし、安全を確かめてから横断しましょう。
- (ウ) 道路を走って横断するのは、転倒するおそれがあり危険です。  
慌てずに、安全を確かめながら横断しましょう。
- (エ) 歩行者に気付かない運転者もいます。  
運転者に手を向けて横断の意思を示すだけで停止率は大幅に上がります。  
「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」(※5)を推進して交通事故を防止しましょう。

## ウ 家庭等

- (ア) 家族等を交えて交通安全について話し合い、普段の自身の運転や交通行動を見つめ直す機会にし、交通ルールの遵守と正しい横断歩道の渡り方や横断歩道での交通ルールを教えましょう。
- (イ) 将来、運転免許証を取得することにも対し、正しい横断歩道の渡り方や横断歩道での交通ルールを教えましょう。

## エ 職場・学校等

- (ア) あらゆる機会を通じ、横断歩道での歩行者優先が道路交通法で規定するルールであることを周知しましょう。
- (イ) 「まもってくれてありがとう運動」(※6)や、「ACTION38 キャンペーン」(※7)を推進しましょう。
- (ウ) 参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、正しい横断方法の習得に努めましょう。

### ※4

違反名	車種別	違反点数	反則金
横断歩行者等妨害等違反	原付車	2点	6,000円
	二輪車		7,000円
	普通車		9,000円
	大型車		12,000円

### ※5

#### 「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」とは

横断歩道横断時の自らの安全を守るための交通行動として、「少し手を上げたり、運転者に顔を向けるなどして横断する意思を明確に伝えること」、「安全を確認してから横断を始めること」、「横断中も周りに気を付けること」を促し、歩行者の安全の確保を図ります。



横断歩道“ハンドサイン”キャンペーンシンボルマーク

## ※6

### 「まもってくれてありがとう運動」とは

児童等が横断歩道を横断する際や横断後に、停止してくれた運転者に対して「ありがとう」と伝えたり、会釈したりしてお礼の気持ちを表し、横断歩道が人優先であることを学び、横断歩道でのルールとマナーについて自然に理解できる取組です。

また、運転者にも「止まらなければ」という気持ち（歩行者保護の気持ち）を起こさせ、安全運転意識の高揚と交通事故の減少を図ることを目的としています。

## ※7

### 「ACTION38 キャンペーン」とは

道路交通法第38条（横断歩道等における歩行者等の優先）の「38」を模したシンボルマークの広報用ステッカー等を活用し、「三重県から歩行者保護の行動を起こす」ことにより、信号機のない横断歩道における停止率向上につなげ、横断歩行者の交通事故ゼロをめざします。



ACTION38 キャンペーンシンボルマーク

### (3) シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトは交通事故から命を守る命綱です。

命を守り、そして、被害を軽減させるために、車に乗ったら全ての座席でシートベルトを正しく着用しましょう。

また、6歳未満の幼児を乗車させる際はチャイルドシート等を使用しましょう。

6歳以上であっても、こどもの体格によっては、車のシートベルトが十分な効果を発揮できない場合があるため、目安として身長が150cmに達するまでは、チャイルドシートやジュニアシートの活用を検討しましょう。

推進事項については下記のとおりです。

#### ア 運転者等

(ア) 後部座席を含めた全ての座席でシートベルトを正しく着用し、事故の衝撃や車外放出の危険から自分の命を守りましょう。

(イ) 幼児を同乗させるときは、国の安全基準に適合し、体格にあったチャイルドシート等を正しく使用しましょう。

(ウ) シートベルトは、交通事故に遭った場合の被害を大幅に軽減するとともに、正しい運転姿勢を保つことで疲労を軽減する効果もあります。

シートベルトを着用して正しい運転姿勢を保ち、交通事故防止を図りましょう。

#### イ 同乗者

シートベルトを着用せずに交通事故に遭った場合、車内で全身を強く打ったり、車外に放り出されたりする可能性があります。

車に乗ったら、全ての座席で自らシートベルトを着用しましょう。

#### ウ 家庭等

県内では、シートベルト非着用であったために、家族など身近な人を失った交通事故も発生しています。

あらゆる機会を捉え、全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの必要

性と着用効果について話し合い、安全意識の高揚に努めましょう。

## エ 職場・学校等

- (ア) 従業員の出勤時のシートベルト着用チェックを行うなど、職場総ぐるみで着用の徹底を図りましょう。
- (イ) 高速乗合バス、貸切バス及びタクシー等の事業者は、シートベルトを座席に埋没させず、乗客に対するシートベルト着用の呼び掛けを徹底しましょう。
- (ウ) 児童・生徒及び保護者に、シートベルトやチャイルドシートの必要性と着用効果を理解させるため、繰り返し指導しましょう。

### 【参考事項 1】 令和 6 年 8 月末現在の自動車乗車中の死者及びシートベルト着用状況

区 分	死者数	構成率 (%)
交通事故死者 (A)	28	—
自動車乗車中の死者 (B)	14	50.0% (B/A)
シートベルト着用状況	着用 (C)	6 42.9% (C/B)
	非着用 (D)	7 50.0% (D/B)
	不明 (E)	1 7.1% (E/B)

※非着用 (D) 7人中6人が、シートベルトを着用していれば助かったと推定されています。

## (4) 飲酒運転等の根絶

三重県では、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」により、飲酒運転違反者に対し、アルコール依存症に関する受診義務を課すなど、飲酒運転の根絶に向けた取組を推進しています。

県民一人ひとりが「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い自覚を持って社会全体で飲酒運転を根絶させましょう。

推進事項については下記のとおりです。

### ア 運転者

- (ア) 飲酒運転は犯罪であり、重大な責任を負うことを自覚しましょう。
- (イ) 飲酒することが予想される会合等には、車で出かけないようにしましょう。  
その場合は、バス、タクシー、電車等の公共交通機関や運転代行業等を利用しましょう。
- (ウ) 深夜遅くまで飲酒した場合等は、翌朝もアルコールが体内に残っている場合があること（いわゆる「二日酔い」）を自覚しましょう。
- (エ) 飲酒運転はもちろん、あおり運転（妨害運転）は極めて悪質・危険な犯罪で、重大な交通事故に繋がります。  
「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転に努めましょう。

### イ 家庭等

- (ア) 飲酒運転で交通事故等を起こした場合に家庭に及ぼす影響のほか、自身や家庭に及ぼす影響を考えましょう。
- (イ) 飲酒する場への送迎、交通手段等について検討し、「飲酒運転を絶対にさせない環境づくり」に努めましょう。

### ウ 職場・学校等

- (ア) 社内研修等で、飲酒運転の悪質性や危険性の周知を図り、職場や学校が一体と

- なって「飲酒運転を絶対に許さない環境づくり」に努めましょう。
- (イ) 運転前後に目視やアルコール検知器等で酒気帯びの有無を確認し(※8)、飲酒運転の未然防止に努めましょう。
- (ウ) 飲酒が予想される会合等を行う際は、参加・帰宅方法を事前に確認するなどして飲酒運転を防止しましょう。
- (エ) 車で来た人にはお酒を出さない、飲ませないようにしましょう。
- (オ) 飲酒運転をする人に酒類を提供する行為、車両を提供する行為、同乗する行為はいずれも飲酒運転者とともに厳しい処罰の対象となります。
- 「ハンドルキーパー運動」(※9)を推進して、飲酒運転を根絶しましょう。

※8

**事業所等における安全運転管理者業務が拡充されました。**

道路交通法施行規則の一部が改正され、安全運転管理者の業務が新たに追加されました。詳細は、三重県警察公式ホームページをご覧ください。



三重県警察公式ホームページ  
「警察からのお知らせ・安全運転管理者制度について」にリンク

※9

**「ハンドルキーパー運動」とは**

やむを得ず、仲間と自動車で飲食店などへ行く場合は、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人を決め、その人はお酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送る運動です。

**【参考事項2】**

○ **飲酒運転の罰則と行政処分**

違反種別		罰則	基礎点数
酒酔い運転		5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	35点
酒気帯び運転	0.25mg以上	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	25点
	0.15~0.25mg未滿		13点

行政処分(※前歴及びその他の累積点数がない場合)

35点…免許取消し(運転免許を受けることができない期間は3年)

25点…免許取消し(運転免許を受けることができない期間は2年)

13点…免許停止(運転免許の停止期間は90日間)

○ **飲酒運転の周辺者三罪**

**【車両提供罪】**

違反態様別	罰則
運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

**【酒類提供罪・同乗罪】**

違反態様別	罰則
運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

## (5) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車は、手軽で便利な乗り物ですが、道路を走るときには、ルールを守らなければなりません。

また、自転車利用中に交通事故に遭った場合、頭部を損傷することが多く、重傷化しやすいという特徴があります。

自転車を利用する方は、交通ルールを守って安全に利用しましょう。

推進事項については下記のとおりです。

### ア 自転車利用者

(ア) 全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。

交通事故から命を守るためにヘルメットを着用しましょう。

(イ) 「自転車安全利用五則」(※10)を守り、安全運転に努め、交通事故を防止しましょう。

二人乗り、並進、自転車乗車中の傘さし、スマートフォン・イヤホンの使用等が周囲に及ぼす危険を自覚しましょう。

(ウ) 乗車前には、自転車等の安全点検をして安全に走行しましょう。

(エ) 必ずライトを点灯し、反射材用品を使用して、夕暮れ時や夜間の交通事故を防止しましょう。

(オ) 自転車運転者は、万が一の事故に備えて、自転車損害賠償責任等(※11)へ加入しましょう。

(カ) 自転車は、車道の左寄りを通行するのが原則ですが、次の場合には歩道を通行することができます。

歩道を通行する場合は、歩行者優先で車道寄りを通行しましょう。

#### 自転車が歩道通行できる場合

○道路標識等で指定された場合

○運転者が13歳未満のこども、70歳以上の高齢者

○車道または交通の状況に照らして、やむを得ない場合

(キ) 自転車も車両であり、飲酒運転は絶対にやめましょう。(令和6年11月1日施行の改正道路交通法により、携帯電話使用等及び酒気帯び運転に対する罰則が創設されます)

### イ 特定小型原動機付自転車の利用者

(ア) 基準を満たす電動キックボード等に限り、「特定小型原動機付自転車」として、16歳以上であれば、免許不要で利用することができますが、ナンバープレートの取付や自動車損害賠償責任保険等への加入が必要になるなどのルールが定められています。

また、特定小型原動機付自転車を利用する方は、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。



(イ) 全てが特定小型原動機付自転車に該当するわけではなく原動機の定格出力等によっては、一般の原動機付自転車等の区分になりますので、注意が必要です。

特定小型原動機付自転車を利用する際は、正しく交通ルール(※12)を理解し、安全に走行しましょう。

## ウ 家庭等

(ア) こどもに道路標識の意味や正しい乗り方を指導し、交通安全意識の高揚を図りましょう。

また、自転車幼児用座席を利用する際は、ヘルメットの着用とともに、乗車・降車時等における転倒事故に注意しましょう。

(イ) こどもが自転車を運転する際は、ヘルメットを着用させましょう。

(ウ) 保護者は、未成年者が自転車を運転する場合には、その自転車について、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

## エ 職場・学校等

(ア) 学校等においては「自転車安全利用五則」に則った、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、児童、生徒、職員の交通安全意識を高揚させましょう。

(イ) 自転車通学・通勤者に対し、登下校、出退勤時の機会を捉え、ヘルメット着用の徹底や正しい交通ルールの実践を指導しましょう。

(ウ) 業務で自転車を運転する場合には、その自転車について自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

### ※10

#### 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を走行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

### ※11

#### 自転車損害賠償責任保険等への加入は義務です！

三重県交通安全条例により、令和3年10月1日から「自転車損害賠償責任保険等」への加入が義務化されました。

三重県交通安全条例(自転車保険への加入義務)に関する詳細は、三重県公式ホームページをご覧ください。

三重県交通安全条例

検索



三重県公式ホームページ

「三重県交通安全条例」のページにリンク

## ※12

### 特定小型原動機付自転車のルール

令和5年7月1日以降、一定の基準に該当するいわゆる電動キックボード等が「特定小型原動機付自転車」として定められました。

#### 【特定小型原動機付自転車の基準や主なルール】

- ・ 車体の大きさ 長さ 190cm 以下 幅 60cm 以下
- ・ 定格出力が 0.6kw 以下の原動機を用いること
- ・ 構造上の最高速度が 20km/h 以下であること
- ・ A T 機構であること
- ・ 最高速度表示灯が備えられていること
- ・ 自動車損害賠償責任保険等への加入
- ・ ナンバープレートの取得と取付義務
- ・ 16 歳未満の運転は禁止
- ・ 飲酒運転の禁止

詳細な交通ルールは三重県警察ホームページ  
をご覧ください



三重県警察ホームページへリンク

## ○ 三重県交通安全県民運動スローガン

**やさしさが 安全つなぐ 三重の道** ～歩行者の ハンドサインは 赤信号～

☆ 三重県交通対策協議会推進機関・団体一覧（121 機関・団体）

- 1 三重県
- 2 三重県警察
- 3 三重県教育委員会
- 4 市町
- 5 市町教育委員会
- 6 一般財団法人三重県交通安全協会
- 7 一般社団法人三重県自家用自動車協会
- 8 一般社団法人三重県安全運転管理協議会
- 9 一般社団法人三重県トラック協会
- 10 一般社団法人三重県タクシー協会
- 11 一般社団法人三重県自動車整備振興会
- 12 一般社団法人三重県指定自動車教習所協会
- 13 一般財団法人三重県老人クラブ連合会
- 14 公益社団法人三重県バス協会
- 15 国土交通省中部運輸局三重運輸支局
- 16 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
- 17 国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所
- 18 国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所
- 19 三重労働局
- 20 軽自動車検査協会三重事務所
- 21 中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンター
- 22 中日本高速道路株式会社名古屋支社津高速道路事務所
- 23 三重県高速道路交通安全協議会
- 24 独立行政法人自動車事故対策機構三重支所
- 25 自動車安全運転センター三重県事務所
- 26 三重県市長会
- 27 三重県町村会
- 28 三重県自治会連合会
- 29 三重県商工会議所連合会
- 30 三重県石油業協同組合
- 31 三重県農業共済組合
- 32 一般社団法人全国道路標識・標示業協会中部支部三重県協会
- 33 一般社団法人三重県建設業協会
- 34 一般社団法人三重県銀行協会
- 35 三重交通株式会社
- 36 三岐鉄道株式会社
- 37 近畿日本鉄道株式会社名古屋統括部運輸部
- 38 近畿日本鉄道株式会社大阪統括部運輸部
- 39 東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部
- 40 西日本旅客鉄道株式会社伊賀上野駅

- 4 1 日本貨物鉄道株式会社東海支社
- 4 2 伊勢鉄道株式会社
- 4 3 一般社団法人生命保険協会三重県協会
- 4 4 三重県交通共済協同組合
- 4 5 日本郵便株式会社東海支社
- 4 6 日本たばこ産業株式会社津支店
- 4 7 三重県商工会連合会
- 4 8 一般社団法人三重県食品衛生協会
- 4 9 三重県生活衛生同業組合連合会
- 5 0 三重県木材組合連合会
- 5 1 日本赤十字社三重県支部
- 5 2 公益社団法人三重県医師会
- 5 3 公益社団法人三重県歯科医師会
- 5 4 三重県自転車協同組合
- 5 5 三重県印刷工業組合
- 5 6 公益社団法人日本青年会議所三重ブロック協議会
- 5 7 三重県消防協会
- 5 8 一般社団法人三重県自動車会議所
- 5 9 三重県自動車販売店交通安全対策推進協議会
- 6 0 三重県自動車販売協会
- 6 1 三重県軽自動車協会
- 6 2 一般社団法人日本自動車連盟（J A F）三重支部
- 6 3 三重県中古自動車販売協会
- 6 4 損害保険料率算出機構四日市自賠責損害調査事務所
- 6 5 三重県P T A連合会
- 6 6 三重県高等学校P T A連合会
- 6 7 三重県子ども会連合会
- 6 8 日本ボーイスカウト三重連盟
- 6 9 ガールスカウト日本連盟三重県支部
- 7 0 三重県青年団協議会
- 7 1 三重県地域交通安全活動推進委員協議会
- 7 2 三重県国公立幼稚園・こども園長会
- 7 3 三重県私立保育連盟
- 7 4 三重県小中学校長会
- 7 5 三重県高等学校長会
- 7 6 建設業労働災害防止協会三重県支部
- 7 7 一般社団法人三重県社会基盤整備協会
- 7 8 三重県砂利協同組合連合会
- 7 9 三重県砕石工業組合
- 8 0 社会福祉法人三重県社会福祉協議会
- 8 1 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会
- 8 2 公益社団法人三重県障害者団体連合会

- 8 3 三重県私学総連合会
- 8 4 三重県農業協同組合中央会
- 8 5 三重県信用農業協同組合連合会
- 8 6 全国農業協同組合連合会三重県本部
- 8 7 全国共済農業協同組合連合会三重県本部
- 8 8 三重県厚生農業協同組合連合会
- 8 9 三重県新生活運動推進協議会
- 9 0 日本海洋少年団三重県連盟
- 9 1 一般社団法人三重県建築士会
- 9 2 三重弁護士会
- 9 3 三重県人権擁護委員連合会
- 9 4 三重県交通安全母の会連合会
- 9 5 公益社団法人三重県観光連盟
- 9 6 一般社団法人三重県警備業協会
- 9 7 三重県交通遺児を励ます会
- 9 8 三重県電気工事業工業組合
- 9 9 公益社団法人三重県酒新生会
- 1 0 0 三重県小売酒販組合連合会
- 1 0 1 伊勢新聞社
- 1 0 2 株式会社産業経済新聞社津支局
- 1 0 3 株式会社中日新聞社三重総局
- 1 0 4 一般社団法人共同通信社津支局
- 1 0 5 株式会社時事通信社津支局
- 1 0 6 株式会社中部経済新聞社三重支社
- 1 0 7 株式会社朝日新聞社津総局
- 1 0 8 株式会社毎日新聞社津支局
- 1 0 9 株式会社読売新聞社津支局
- 1 1 0 株式会社日本経済新聞社津支局
- 1 1 1 株式会社日刊工業新聞社三重支局
- 1 1 2 日本放送協会（NHK）津放送局
- 1 1 3 株式会社CBCテレビ三重支社
- 1 1 4 東海テレビ放送株式会社三重支社
- 1 1 5 東海ラジオ放送株式会社
- 1 1 6 三重テレビ放送株式会社
- 1 1 7 名古屋テレビ（メーテレ）放送株式会社三重支社
- 1 1 8 中京テレビ放送株式会社三重支局
- 1 1 9 三重エフエム放送株式会社
- 1 2 0 一般社団法人日本損害保険協会中部支部三重損保会
- 1 2 1 三重県遊技業協同組合

(以上 121 推進機関・団体 順不同)